

# 令和8年度誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託 仕様書

## 1 業務名

令和8年度誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託

## 2 目的

三重県では、県民の健康寿命の延伸、心身の健康感の向上をめざし、「食塩の過剰摂取」、「野菜・果物の摂取不足」、「肥満・やせ」を優先して取り組むべき栄養課題として捉え、産学官等が連携・協働して、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組んでいる。

具体的には、産学官等で構成される会議体「三重とこわか食環境イニシアチブ」（以下、「本イニシアチブ」という。）において、健康に関心の薄い人を含めた全ての県民が、栄養面に配慮した食品を選択しやすくなり、日常の食生活が改善されるような食環境づくりの取組を推進することにより、県民の健康保持・増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現をめざす。

本事業は、本イニシアチブにおける産学官等の連携・協働を促進し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりの三重県モデルとなる取組の創出、県内への横展開につなげること等により、本イニシアチブの活動のさらなる発展・拡大を図ることを目的とする。

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことを指す。

## 3 事業の概要

受託者は、本イニシアチブ参画事業者、大学、関係団体及び自治体等の本イニシアチブ関係者を適切にマッチングし、連携・協働による誰もが自然に健康になれる食環境づくりのモデル事例の創出に向けた伴走支援等を実施する。加えて、本イニシアチブにおける効果的な情報発信に係る支援等を行うことで、本イニシアチブの活動の普及・拡大並びに健康に関心の薄い人を含む三重県民の食品及び情報へのアクセスの向上を図るものとする。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) マッチング支援等の実施

#### ア 関係者交流会等マッチング支援イベントの企画・開催

本イニシアチブ参画事業者をはじめとする関係者を適切にマッチングし、複数の関係者による連携・協働取組の創出につなげることを目的とした交流会等のイベントを企画・開催する。

- (ア) 対象者 本イニシアチブ参画事業者(令和8年5月時点で19者)、大学、関係団体、県内市町、保健所等
- (イ) 時間・回数 1回2時間以上のイベントを2回以上開催すること。
- (ウ) 場所 50名以上を収容可能な会場にて実施すること。  
なお、開催地については津市内を基本とし、より多数の現地参加を見込むことのできる場所を選定すること。
- (エ) 方法 原則として対面開催  
なお、参加者の意向等をふまえ、オンラインの併用開催とすることも可とする。
- (オ) 目標 各回2件以上のマッチング
- (カ) 留意点 参画事業者を中心として、大学、関係団体及び自治体等を含めてマッチングし、連携・協働取組の創出につなげることを明確な目的として設定したイベントとすること。

#### イ 連携・協働取組の創出に向けた伴走支援、相談対応等

上記アのイベントにおいてマッチングにつながった参画事業者等における連携・協働取組の創出に向けて、取組計画の策定や取組内容の提案、消費者等に向けたPR、成果指標の設定等に関する伴走支援を実施するとともに、その他の参画事業者等からの個別相談に対して、オンライン又は訪問による対応を行い、新たな連携・協働の創出につなげる。

- (ア) 目標 三重県のモデル事例となり得る取組2件以上の創出
- (イ) 方法 伴走支援は、1件あたり原則として3回程度の訪問を行うこと。ただし、参画事業者等が訪問を希望しない場合はこの限りではない。
- (ウ) 留意点 創出する連携・協働取組については、今後、三重県モデルとして県内に広く展開していくことを見据え、適切に効果を測定できる成果指標を設定するとともに、「健康に関心の薄い人を含む誰もが自然に健康になれる食環境づくり」のコンセプトに則した取組となるよう留意すること。また、単に提案するに留まらず、取組やPR等の実施にお

いて必要な支援についても積極的に行うこと。

(2) 本イニシアチブにおける情報発信に係る支援等の実施

ア 愛称やロゴマーク等の活用支援

本イニシアチブの認知度向上及び活動の普及を図るため、参画事業者等において活用しやすい、本イニシアチブの愛称、ロゴマーク、キャッチコピー等を活用したPOP等の作成について支援を行う。

- ・愛称：とこ美笑（みえ）
- ・ロゴマーク：以下の三重県Webサイトを参照  
(URL) <https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/m0068900303.htm>
- ・キャッチコピー：食を通じてあなたの未来に笑顔を咲かせる  
合言葉は「おいしく、楽しく、とこわかチョイス」

イ 本イニシアチブ関係者による連携した情報発信等に係る支援

健康に関心の薄い人における健康増進や栄養改善に関する適切な情報へのアクセスの向上をめざし、本イニシアチブ関係者による連携した情報発信等について、効果的かつ持続可能な方法の提案及び実施に向けた支援を行う。

6 業務の進捗管理

(1) 実施計画書の作成

以下に示す「本イニシアチブのR8年度活動スケジュール(案)」を参考に、本事業の実施計画書を作成し、県の確認を受けること。

(参考) 本イニシアチブのR8年度活動スケジュール (案)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会／アクションプラン推進部会		1回目 ↓						2回目 ↓		
参画事業者の募集	1回目 ×切	1回目 参画					2回目 ×切	2回目 参画		
マッチング支援等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者交流会等の開催（2回以上）</li> <li>・連携・協働取組の創出に向けた伴走支援、相談対応等</li> </ul>								
情報発信支援等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称やロゴマーク等の活用支援</li> <li>・連携した情報発信等に係る支援</li> </ul>								

※イニシアチブ参画事業者の募集は令和7年4月から継続している。

※着色・下線部分が本事業による委託箇所

## (2) 事業打合せ会議

三重県医療保健部健康推進課と受託者において、本事業の進捗確認等に  
係る打合せ会議を定期的に行うものとする。

ア 回数 月2回以上

イ 方法 対面又はオンライン

## 7 実績報告

業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、以下の資料一式を紙媒体1部及  
び電子データにて提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 8 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴  
力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等  
(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負う  
ものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等の不当介入を受けたことにより工程、納期  
等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を  
行うこと。

なお、受託者が(2)または(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結  
する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、「三  
重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

## 9 個人情報の取扱いについて

受託者は業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報  
の取扱いに関する特記事項」を厳守するものとする

## 10 その他留意事項

- (1) 委託者との連絡を密に行い、誠意をもって業務を円滑に遂行すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令・規則を遵守すること。

- (3) 国や都道府県等における同様の事業に関する豊富な知識・経験を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- (4) 全体を通じ、仕様書に記載されている内容以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (5) 業務に遅延が生じないよう的確に進行管理すること。
- (6) 連携・協働取組の創出に向けては、参画事業者の主体性を尊重しつつ、過度な負担とならないよう配慮すること。
- (7) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。